

令和 4 年 5 月 25 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01233

研究課題名(和文) 勸告的意見(照会制度)の日本への導入可能性と具体的制度設計に関する研究

研究課題名(英文) Study on the adoptability and planning of "Reference" or "Advisory Opinion" in Japan

研究代表者

佐々木 雅寿(SASAKI, Masatoshi)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90215731

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：以下の内容を備えた勸告的意見は、日本への導入が憲法上可能で、違憲審査の人権と憲法の保障機能をより充実させることが期待できる。すなわち、内閣または一定数の国会議員が、通常の違憲審査の対象とならない憲法問題を、最高裁に照会し、利害関係のある国・地方自治体、私人や団体等が訴訟参加して意見を述べ、立法事実や必要な情報を収集し、憲法に造詣の深い弁護士等により争点が十分に展開され、憲法に詳しい研究者や弁護士等が臨時的調査官として裁判官の審理を補佐し、最高裁は十分な理由を付した意見を示す等の内容を備えた制度である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、日本国憲法の諸規定や構造、日本の違憲審査の実態を踏まえて、憲法上、日本への導入が可能で、かつ、違憲審査の人権保障や憲法保障の機能をより充実させることが期待できる、勸告的意見の制度・手続・運用等について具体的提言を行うものである。また、本研究は、日本国憲法の下で許容される違憲審査の範囲を広げ、勸告的意見における最高裁と政治部門や国民等との対話の可能性をも示すものである。さらに、勸告的意見における利害関係者の参加手続は、通常の憲法訴訟においても、違憲審査を活性化し、最高裁と政治部門や国民等とが対話をするための重要な手段となり得る。

研究成果の概要(英文)：The following system of "Reference" or "Advisory Opinion" can be adopted in Japan under the Constitution of Japan, and can reinforce the function of protecting human rights and constitutional norms through constitutional review in Japan. (1) the Cabinet or definite numbers of a member of the Diet, (2) can refer to the Supreme Court, (3) constitutional questions that are not able to be reviewed by courts through conventional constitutional review, in which system (4) interested national and local authorities, private persons or groups are able to intervene, (5) legislative facts and other information are collected, (6) constitutional lawyers argue and develop the issues, (7) constitutional lawyers support the Court as ad hoc law clerks, and (8) the Supreme Court renders advisory opinions with fully developed reasons.

研究分野：憲法

キーワード：勸告的意見 照会制度 カナダ憲法 違憲審査制度 対話理論

1. 研究開始当初の背景

(1) カナダの照会制度 (勧告的意見の制度)

連邦や州の政府が法律や法律案の合憲性についてカナダ最高裁等に勧告的意見を求める照会制度は、(1)利害関係のある連邦や州の法務総裁、利害関係者等に意見を述べる機会を保障し、(2)争点是对立する立場を代表する弁護士等によって十分に展開され、(3)事実問題を含む必要な情報を収集するための手続が整備され、(4)裁判所の意見には詳細な理由と少数意見が付される。そのため、照会された事案は通常の訴訟事件と同様の方法で審理され、裁判所の意見は通常の判決と同様の質を備えており、現在の照会制度は完全に「司法化」されている。また、カナダ最高裁は照会制度を運用するうえで、政治部門の権限を不当に制限しないための様々な配慮をしている。そして、照会制度においてカナダ最高裁が示す憲法判断は、厳密な法的意味では先例ではないが、実務では先例として扱われている。このような勧告的意見の制度は、アメリカのいくつかの州 (田中英夫「州における勧告的意見」田中英夫『英米法研究1法形成過程』(東京大学出版会、1987年)154頁)やインド憲法143条でも認められているが、カナダの照会制度は、世界でも類をみないほど発達・活用され、成功している (佐々木雅寿『現代における違憲審査権の性格』(有斐閣、1995年)第1部参照)。特に、照会制度は、違憲の疑いのある法律案の合憲性をカナダ最高裁が比較的迅速に判断し、違憲の法律制定を事前に防ぐことに特徴がある。

照会制度は、司法裁判所型の付随的違憲審査と憲法裁判所型の抽象的違憲審査という違憲審査の伝統的な分類では後者に近似する。しかし、近年比較憲法の観点から注目されている、強い型 (憲法改正を除けば最上級裁判所の違憲判断を立法府が合憲的に覆すことができない制度) と弱い型 (最上級裁判所の違憲判断を立法府が合憲的に覆すことができる制度) の違憲審査の分類 (M. Tushnet, *Advanced Introduction to Comparative Constitutional Law*, Edward Elgar, 2014 at 56~63.) からみると、照会制度の位置づけは必ずしも明らかではない。弱い型の違憲審査は、対話的違憲審査とも呼ばれ、違憲審査の民主的正当性の問題を構造的に緩和できると評価されているため、照会制度の位置づけは重要な問題である。これまでカナダの照会制度は、強い型・弱い型の分類および対話的違憲審査の観点からは、国内外でほとんど検討されていなかった。

(2) 日本の議論状況

判例・通説は、日本国憲法81条が規定する違憲審査権は付随的違憲審査権であると理解するため、勧告的意見を日本に導入することは憲法上不可能であるとする見解が有力であった。しかし近年、違憲の疑いが指摘されている重要な法律案が国会で審議される際、最高裁が当該憲法上の疑義を早期に判断し、違憲の法律制定を事前に防ぎ、もって違憲審査をより活性化させる方策の一つとして、カナダの照会制度が、憲法研究者のみならず (平成27年6月4日衆議院憲法審査会笹田栄司参考人)、国会議員からも (平成27年6月11日衆議院憲法審査会井上英孝委員、船田元委員の発言、平成28年11月24日衆議院憲法審査会中川正春委員の発言参照) 注目されていた。そして、国会議員の職務の遂行に資することを目的の一つとする国立国会図書館が、カナダの照会制度に関し、国会議員や議員秘書も参加する「政策セミナー」を開催するに至った (平成29年3月14日政策セミナー「違憲審査制と照会制度」講師：佐々木雅寿「カナダの違憲審査制の特徴—照会制度を中心に—」)。このように、本研究開始当初、照会制度を日本に導入することの可否および導入する際の具体的制度設計に関する研究は、学術的な課題としてのみならず、国政上の課題としても、現実の必要性を帯びていた。

しかしながら、日本における勧告的意見の研究は、イギリス、アメリカの州、そしてカナダの研究が主で、それ以外ほとんど行われていなかった。また、勧告的意見を日本に導入する場合の制度設計に関する具体的提言もなかった。さらに、近年諸外国で刊行された比較憲法の教科書でも勧告的意見について説明しているものは非常に少なく、説明があっても極めて簡単な紹介のみである (See S. Ross et al, *Comparative Constitutional Law: A Contextual Approach*, LexisNexis, 2014 at 636.)。そのため、カナダの照会制度の運用実態に関する詳細な研究や違憲審査の諸類型における位置づけは国内外でもほとんど行われていない状況であった。

2. 研究の目的

本研究は、日本国憲法の下で許容され、日本の違憲審査の実態に適合的で、かつ、違憲審査の活性化に役立ち、基本的人権や憲法秩序を実効的に保障することのできる勧告的意見の制度設計について具体的提言を行うことを目的とする。そのため、勧告的意見の制度が発達し、活用されているカナダの照会制度を比較の対象とし、当該制度の手続、運用実態、当該制度が成功した理由を解明し、それを参考とする。

本研究は、日本国憲法の下で許容されうる違憲審査の範囲を広げ、勧告的意見における最高裁と政治部門や国民等との対話の可能性をも示すものとなる。

3. 研究の方法

本研究の目的を達成するため、(1)カナダの照会制度の手続、運用実態と、(2)当該制度を日本へ導入する場合の憲法上の条件を検討し、(3)カナダの照会制度の違憲審査の諸類型における位置づけと対話的違憲審査との関係を示し、(4)日本への当該制度の導入可能性を対話的違憲審査の観点から分析し、(5)カナダの照会制度が成功した理由を解明し、それをふまえて、(6)日本の違憲審査の活性化に役立ち、基本的人権や憲法秩序を実効的に保障することのできる勧告的意見制度の具体的内容を提示する。

カナダの照会制度に関しては、関係する法規定（カナダ最高裁判所法、規則等）とその運用実態、政府からの質問事項、カナダ最高裁の判断内容、学説等を検討した。特に、利害関係のある連邦や州の法務総裁、私人の照会手続への参加の根拠、実態と評価（裁判所が参加を認める基準、参加者の特徴や役割等）、照会制度の利点と欠点（民主的正当性の問題等）、回答を拒否する裁判所の裁量権の有無とその運用実態（成熟性、ムートネス、政治問題の法理等）の分析を行った。

4. 研究成果

(1) カナダの照会制度

① 概要

カナダの照会制度は、主に、政府が裁判所に対して勧告的意見を求めるための制度であり、連邦およびすべての州で採用されている。連邦の照会制度は、実質上、内閣がカナダ最高裁の勧告的意見を求めるもので、1875年にカナダ最高裁が設置された当初から法律で規定されていた。しかし当時の制度には欠点が多く、それを改善するための諸改正が行われた。その結果、現行の照会制度では、①利害関係のある州の法務総裁、利害関係者や団体等にその意見を述べる機会が保障され、②争点は対立する立場を代表する弁護士等によって十分に展開され、③事実問題を含む必要な情報を収集するための手続が開発され、④裁判所の意見には詳細な理由と少数意見がある場合にはそれが付されている。そのため、照会された事案は通常の訴訟事件と同様の方法で審理され、裁判所の意見は通常の判決と同様の質を備えており、現在の照会制度は、完全に「司法化」されていると評されている。各州の照会制度も、主に、州政府が州の最上級裁判所等に対して勧告的意見を求めるもので、同じく司法化が進んでいる。そして、法的には先例的価値がないとされる勧告的意見も、今日では先例として扱われている。

連邦の照会制度では、主に、法律や法律案の合憲性が照会され、カナダ憲法の基本原理の多くが照会により形成・発展してきた。法律上、照会事項に対し回答することはカナダ最高裁の義務となっているが、同裁判所は、司法判断に適さない質問への回答を拒否する裁量権を留保し、かかる裁量権は、質問事項が成熟していない場合、ムートになった場合、そして過度に漠然としている場合、さらには、回答を出すことにより私人の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合等に行使されうる。

照会制度の利点として、①重要な憲法問題が迅速かつ確実にカナダ最高裁によって判断される、②違憲の国家行為を事前に防いだり、違憲の法律等による人権侵害を事前に予防できる、③憲法訴訟に関する費用負担から私人を解放する、④各レベルの政府が他のレベルの政府により主張された憲法上の権限を攻撃し、また、自己の主張する権限を正当化するための弾力的な手段を提供する等があげられる。それに対し、(a)抽象的な憲法理論が形成される可能性が高い、(b)裁判所が政治的紛争に巻き込まれ、裁判所の正当性を危険にさらす、(c)抽象的な憲法問題を対審的手続によらずに判断することは、司法裁判所としてのカナダ最高裁の能力を超える、(d)適切に代表されていない私人の権利利益に不当な影響を与え、デュー・プロセスの原則に反する等の欠点が指摘されている。しかし、少なくとも(c)、(d)の欠点は、司法化された照会制度ではかなりの程度克服されている。もっとも、あまりにも多くの利害関係者が照会手続に参加すると、多くの利害が複雑に絡み合い、收拾のつかない状態に陥る危険性もある。

照会制度の司法化の歴史は、抽象的違憲審査の要素を多く含んだ照会制度を司法裁判所の判断になじみやすい形態のものへと変化させ、司法裁判所が抽象的で独立的な違憲審査を行う場合の問題点を克服するための歴史として理解することができる。

カナダでは、司法化された照会制度が重要な役割を演じている。しかし、違憲審査制度全体のなかでは、具体的な事件の解決に付随する違憲審査が主要なものであり、照会制度はあくまでもその補助的なものと理解されている。

② 照会制度における参加手続

カナダ最高裁判所法 53 条 5、6、7 項により、利害・関心のある政府や私人が裁判所での審理

に参加することができる。同条5項は、利害・関心をもつ州の法務総裁に照会に関する口頭弁論の通知を行い、その主張を行うことを認め、同条6項は、利害・関心のある者や団体に対し、口頭弁論の通知を行い、意見陳述を認めるカナダ最高裁の権限を規定する。また、同条7項は、カナダ最高裁が、裁量に基づき、利害・関心をもちかつ弁護士により代表されていない者の立場を主張することを弁護士に要請し、その合理的費用を連邦政府が負担することを認める。

一般に憲法問題が争点となっている場合、利害・関心のある政府は通常権利としての参加が認められるが、私人の参加が認められない場合もある。しかしながら、通常、憲法問題に関する照会においては、裁判所は利害・関心をもつ者の参加を効果的に要請する傾向が強く、多くの私人や団体の参加が認められる。例えば、2004年の同性婚に関する照会事件（*Reference re Same-Sex Marriage*, [2004] 3 S.C.R. 698.）では、カナダ最高裁は、28の訴訟参加者から意見を聞いたが、その中には、州の法務総裁、同性愛者の権利を主張するもの、人権委員会、人権保護団体、同性婚に反対する教会と賛成する教会等が含まれていた。また、1998年のケベック州の分離に関する照会事件（*Reference re Secession of Quebec*, [1998] 2 S.C.R. 217.）では、ケベック州は、同州の分離問題は、政治的問題であり、ケベック州民のみが判断すべき問題であるためカナダ最高裁は判断すべきではないと主張し、この照会事件に参加しなかった。そこでカナダ最高裁は、ケベック州の立場を主張させるため、同州の弁護士をアマカス・キュリィに任命し、他の州政府、団体、個人を合わせて12以上の者・団体に参加を認めた。

照会における参加手続については、①憲法問題に関する照会事件において参加を認められる者は、通常多くの異なる立場を代表している、②利害・関心をもつ政府や私人の参加を認めることにより、照会された争点が十分に展開される可能性が増し、それによって、裁判所の判断が社会に受け入れられやすくなる傾向も生じる、③しかし、様々な立場の代表が参加を認められるため、照会における審理手続がある意味で収拾のつかないものとなりつつある点を指摘できる。

また近年では、照会制度は、連邦や州の政府が直接カナダ最高裁と憲法的対話を行う手段と位置づけられている。さらに、そのような照会に参加する私人や団体も、憲法的対話に参加することになる。

(2) 勧告的意見の日本への導入可能性

① 違憲審査権の性格

日本国憲法が81条と76条とを独立に規定し、かつ、81条を司法の章のなかに規定した意味は、以下の点にあると解される。第一に、憲法81条は、最高裁の違憲審査権を中心とした憲法保障の原則を規定し、その原則から、①私権保障と憲法保障という違憲審査権の2つの機能を十分に発揮するために必要な違憲審査の諸形態、すなわち、付随的審査と抽象的審査が適切に融合した制度が憲法により要請されている、②いかなる国家行為といえども、その合憲性が問題となれば裁判所の違憲審査を免れることは原則として許されない、という具体的要請が導かれる。第二に、憲法76条は、違憲審査権を行使する主体を司法裁判所としての最高裁および下級裁判所であると規定するため、憲法81条が想定するすべての形態の違憲審査権が直ちに行使可能となるのではなく、司法裁判所が行使するのに適した形態の違憲審査権が憲法上行使可能と解される。その結果、憲法上優先される違憲審査権の主要な性格は司法裁判所型の付随的審査権となるが、実効的な人権保障・憲法保障のために要請される憲法裁判所型の抽象的・独立的審査権も司法裁判所の機能に適合するように十分「司法化」されたものであれば憲法上行使可能となる。

抽象的審査制に求められる司法化の具体的内容は想定される訴訟類型により変わりうるが、①提起される憲法問題を裁判所の判断に適した形態のものに限定するための工夫、②対立する見解を示し、争点を十分に展開させるための手続、③利害関係者が適切に代表されるための手続、④必要な情報を収集するための制度、⑤裁判所の判断が適切に尊重されるための制度的基盤等がその例と考えられる。具体的にどのような抽象的審査制を導入するのかは、原則的に、立法府の判断に委ねられている。

② 勧告的意見の憲法上の導入可能性

勧告的意見は、最高裁の迅速な憲法判断により、違憲の国家行為の存在とそれによる人権侵害を事前に防ぐことができ、また、通常の付随的審査でカバーされにくい憲法の統治規定に関する憲法問題についても最高裁の判断を求めることができるため、人権保障や憲法保障の観点から憲法81条の要請に合致する。そして、司法裁判所の機能に適合するよう十分に司法化された勧告的意見であれば、憲法76条の要請もみたすことができる。

これに関連して、勧告的意見と民主主義との関係も検討が必要である。しかし、勧告的意見を求めるのが国会議員や内閣自身であること、勧告的意見の拘束力は、少なくとも通常の違憲判決の効力を超えるものではないこと、また、裁判所の判断は憲法問題に関する議論の終結ではなく、その後の政治部門における議論や国民自身による議論の出発点にすぎないこと等を考慮すると、この問題を過大視して、違憲審査の場を過度に狭めることは避けるべきであろう。

また、最高裁が違憲判断を示す際も、詳細な理由を示し、法律の全部または一部の違憲を宣言することとどめ、法律の作り直し等に関する事後的判断を政治部門に委ねる等して三権の適切なバランスに配慮すれば、勧告的意見が伝統的な司法作用に含まれないとしても、憲法が採用する

三権分立の原理に反することはないと解される。

したがって、十分に司法化された勧告的意見を、付随的違憲審査制度の補助的な制度として、法律によって採用することは憲法上可能であると解される。

③ 勧告的意見導入の立法政策としての当否

一定数の国会議員または内閣が、重要な憲法問題に関する法律案、法律、具体的な国家行為等について、最高裁の勧告的意見を求める制度が、①提起される憲法問題を裁判所の判断に適した形態のものに限定する要請、②政府や利害関係を有する地方公共団体、利害関係者や団体等がその立場を適切に代表され、当該憲法問題に真摯な関心を持つ市民や団体がその意見を裁判所に提出するための手続、③憲法の専門家や憲法に通じた弁護士が対立する意見を十分に展開し、争点を明らかにする方法、④立法事実や必要な情報を裁判所が収集できる手続、⑤裁判所の判断に適さない質問への回答を拒否する裁判所の裁量権の保障、⑥詳細な理由が付された意見の要請等を備えていれば、(a)利害関係者の利益が不当に侵害されるおそれ、(b)裁判所が対立する意見を聞かずに判断を下す危険性、(c)司法裁判所の能力を超える等の問題の多くは解消しうる。

具体的事実を考慮せずに抽象的憲法判断を下す危険性も、たとえば、立法事実を十分に考慮した文面審査を行えば回避できる。そうすると、勧告的意見においてある法律案等の合憲性を文面審査する場合、立法事実に関して十分な情報があり、かつ、弁護士等の適切な対立的議論が展開されていれば、裁判所が成熟した意見を述べることは可能となろう。そして、詳細な理由に基づき十分な説得力をもち、将来の憲法判断の指針となりうる意見に、実際上の拘束力が認められても問題はないであろう。

最高裁が政治的紛争に巻き込まれる危険性については慎重に対処すべきである。政治の場における政治的対立がそのままの形で裁判所に持ち込まれることがないように、対立する意見はかならず憲法の専門家や弁護士により代表され、法的議論として加工されたもののみを裁判所に提出する工夫等も必要となろう。また、質問事項を裁判所の判断に適した形態に限定し、判断に適さない質問への回答を拒否する裁判所の裁量を認める必要もあろう。裁判所としても、裁判所が判断するのは、政治的問題に含まれている憲法問題であり、その判断も政治的・政策的判断ではなく、あくまでも法的判断であることを強調し、政治的問題の解決はあくまで政治部門や国民が行うことを示すことが肝要となろう。

迅速な憲法判断が国家行為の追認に終わる危険性については、アメリカの例にあるように、勧告的意見では違憲判断がより多く出される傾向があること、また、日本の最高裁が違憲判断に消極的な理由の一つに既成事実の尊重があるとすれば、事前審査は有効に機能する可能性がある。

以上の考察から、十分に司法化され、慎重に運用されるものであれば、勧告的意見は立法政策の観点からも妥当性を持ちうると思われる。もちろん、現行制度をそのままにして勧告的意見を最高裁の機能として付与しても、勧告的意見が十分な機能を発揮することは期待できないであろう。勧告的意見を有効に機能させるためには、最高裁の機構改革や負担の軽減、人的構成の変更等総合的な制度改革が必要となる。しかし、違憲審査制度を活性化させる処方箋の一つとして、付随的違憲審査の補助的な制度として位置づけられた勧告的意見を、検討する意義は十分にある。

(3) 結論

以下のような内容を備えた勧告的意見の制度は、憲法上、日本への導入が可能で、かつ、違憲審査の人権保障や憲法保障の機能をより充実させることが期待できる。すなわち、①内閣または一定数の国会議員が、②通常の違憲審査の対象とならない憲法問題を、③最高裁に照会し、④利害関係のある国や地方自治体が訴訟参加を認められ、利害関係のある私人や私的団体等が、裁判所の友として、意見を述べる機会を保障され、⑤立法事実を含む必要な情報を収集する手続が整備され、⑥憲法問題に造詣の深い弁護士等により争点が十分に展開される手続を備え、⑦憲法研究者や憲法に詳しい弁護士等を憲法問題に特化した臨時の調査官として配置し、裁判官の審理を補佐し、⑧最高裁は十分な理由を付した意見を示す等の内容を備えた制度である。

ただし、司法裁判所としての最高裁にとって、通常の具体的事件に基づいた違憲審査が主要な制度であり、勧告的意見はあくまでもそれを補完する副次的な制度であると位置づけるべきである。

本研究により、日本国憲法の下で許容されうる違憲審査の範囲を広げ、勧告的意見における最高裁と政治部門や国民等との対話の可能性も示された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 佐々木雅寿	4. 巻 2502号
2. 論文標題 公職選挙法14条、別表第3の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の合憲性 令和1年参議院議員選挙投票価値較差訴訟大法廷判決（最大判令2・11・18）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 132 138
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木雅寿	4. 巻
2. 論文標題 幸福追求権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 中村睦男・佐々木雅寿・寺島壽一【編著】『はじめての憲法学〔第4版〕』（三省堂）	6. 最初と最後の頁 49 58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木雅寿	4. 巻
2. 論文標題 思想・良心の自由	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 中村睦男・佐々木雅寿・寺島壽一【編著】『はじめての憲法学〔第4版〕』（三省堂）	6. 最初と最後の頁 81 90
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木雅寿	4. 巻
2. 論文標題 裁判所と司法権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 中村睦男・佐々木雅寿・寺島壽一【編著】『はじめての憲法学〔第4版〕』（三省堂）	6. 最初と最後の頁 207 218
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木雅寿	4. 巻
2. 論文標題 地方自治	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 中村睦男・佐々木雅寿・寺島壽一【編著】『はじめての憲法学〔第4版〕』（三省堂）	6. 最初と最後の頁 229 238
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木雅寿	4. 巻 1557号
2. 論文標題 在外日本人最高裁判官国民審査権制限違憲訴訟高裁判決（東京高判令和2・6・25）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト臨時増刊『令和2年度重要判例解説』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 20 21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木雅寿	4. 巻 70巻5号
2. 論文標題 憲法裁判におけるアミカスキュリイ カナダにおける違憲審査の参加手続	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 928 939
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 佐々木雅寿	4. 巻 246号
2. 論文標題 違憲の争点を提起しうる当事者適格	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿【編】『別冊ジュリスト 憲法判例百選〔第7版〕』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 408 409
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木雅寿	4. 巻 29号
2. 論文標題 衆議院『投票価値の較差』判例の転換点	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 36 42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木雅寿	4. 巻
2. 論文標題 議員定数不均衡訴訟 (最高裁平成25年11月20日大法院判決)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 棟居快行・工藤達朗・小山剛【編】『判例トレーニング憲法』(信山社)	6. 最初と最後の頁 184 192
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

北海道大学学術成果コレクション：HUSCAP http://hdl.handle.net/2115/76669

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------